

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」及び「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和 7 (2025) 年度	令和 6 (2024) 年度
<p>< 「基盤研究 (B)」、「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「若手研究」、「若手研究 (B)」 (平成 2 9 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」、「国際共同研究加速基金 (海外連携研究)」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」 (令和 4 (2022) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 ></p>	<p>< 「基盤研究 (B)」、「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「若手研究」、「若手研究 (B)」 (平成 2 9 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」、「国際共同研究加速基金 (海外連携研究)」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」 (令和 4 (2022) 年度以前に採択された研究課題)、「新学術領域研究 (研究領域提案型)」「国際共同研究加速基金 (国際活動支援班)」 (平成 2 8 (2016) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 ></p>
<p>1 総則</p>	<p>1 総則</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 直接経費の使用</p>	<p>2 直接経費の使用</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続 (交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続 (交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p>
<p>【変更できない事項】</p>	<p>【変更できない事項】</p>
<p>3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。また、「3-6」又は「3-7」に規定する場合を除き、研究代表者を変更することはできない。さらに、補助事業期間を短縮することはできない。</p>	<p>3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。また、「3-6」「3-7」「3-8」又は「3-9」に規定する場合を除き、研究代表者を変更することはできない。さらに、補助事業期間を短縮することはできない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>【国際活動支援班における研究代表者の交替】 3-6 新学術領域研究 (研究領域提案型)『国際共同研究加速基金 (国際活動支援班)』 (以下「国際活動支援班」という。)の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替 (補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替 (補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式 F-9-2 「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式 F-10-2 「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 3-7 国際活動支援班の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替</p>

<p>【国際先導研究における研究代表者の交替】</p> <p>3-6 (略)</p> <p>3-7 (略)</p> <p>【研究分担者の変更】</p> <p>3-8 (略)</p> <p>3-9 研究代表者は、「3-8」に規定する研究分担者の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、事前に、研究分担者承諾の手続を行わなければならない。</p> <p>【補助事業期間の延長】</p> <p>3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日(令和6年度補正予算による国際・若手支援強化枠で採択された研究課題で、令和11年度が研究計画最終年度にあたるものについては2月1日)までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。ただし、育児休業等を取得する場合には、「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-13」又は「3-14」に規定する手続によるものとする。</p> <p>【育児休業等による中断】</p> <p>3-11 (略)</p> <p>【育児休業等の取得に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-12 (略)</p> <p>【海外における研究滞在等による中断】</p> <p>3-13 研究代表者(国際先導研究を除く。)は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)</p> <p>【海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-14 研究代表者(国際先導研究を除く。)は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であって、研究実施計画</p>	<p>—(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。</p> <p>【国際先導研究における研究代表者の交替】</p> <p>3-8 (略)</p> <p>3-9 (略)</p> <p>【研究分担者の変更】</p> <p>3-10 (略)</p> <p>3-11 研究代表者は、「3-10」に規定する研究分担者の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、事前に、研究分担者承諾の手続を行わなければならない。</p> <p>【補助事業期間の延長】</p> <p>3-12 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。ただし、育児休業等を取得する場合には、「3-13」又は「3-14」に規定する手続によるものとする。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-15」又は「3-16」に規定する手続によるものとする。</p> <p>【育児休業等による中断】</p> <p>3-13 (略)</p> <p>【育児休業等の取得に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-14 (略)</p> <p>【海外における研究滞在等による中断】</p> <p>3-15 研究代表者(国際活動支援班及び国際先導研究を除く。)は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式F-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式F-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)</p> <p>【海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-16 研究代表者(国際活動支援班及び国際先導研究を除く。)は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であ</p>
---	---

<p>変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-13」に規定する手続によるものとする。</p>	<p>って、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-15」に規定する手続によるものとする。</p>
<p>【研究計画最終年度前年度の応募に伴う補助事業の廃止】 3-15 (略)</p>	<p>【研究計画最終年度前年度の応募に伴う補助事業の廃止】 3-17 (略)</p>
<p>【軽微な変更】 3-16 (略)</p>	<p>【軽微な変更】 3-18 (略)</p>
<p>【設備等の取扱】 3-17 (略)</p>	<p>【設備等の取扱】 3-19 (略)</p>
<p>【研究設備・機器の共用】 3-18 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に基づいて構築する共用システムを通じて、所属する研究機関の内外への共用に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額が1,000万円以上であること。 ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。 ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。 	<p>(新設)</p>
<p>【利子及び為替差益の取扱】 3-19 (略)</p>	<p>【利子及び為替差益の取扱】 3-20 (略)</p>
<p>【収入の取扱】 3-20 (略)</p>	<p>【収入の取扱】 3-21 (略)</p>
<p>4 間接経費の譲渡等 (略)</p>	<p>4 間接経費の譲渡等 (略)</p>
<p>5 実施状況の報告 (略)</p>	<p>5 実施状況の報告 (略)</p>
<p>6 実績の報告 (略)</p>	<p>6 実績の報告 (略)</p>
<p>7 研究成果報告書等の提出 (略)</p>	<p>7 研究成果報告書等の提出 (略)</p>
<p>8 研究成果等の発表・活用 (略)</p>	<p>8 研究成果等の発表・活用 (略)</p>
<p>9 その他</p>	<p>9 その他</p>

(略)

(略)

2. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和7(2025)年度	令和6(2024)年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「若手研究（B）」（平成29(2017)年度以前に採択された研究課題）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）」（令和4(2022)年度以前に採択された研究課題）」、及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 （略）</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め （略）</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 （略）</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。 （略）</p> <p>⑤研究代表者の交替 「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」（以下「国際先導研究」という。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学研究費委員会における審査を経た上で作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。 また、研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「若手研究（B）」（平成29(2017)年度以前に採択された研究課題）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）」（令和4(2022)年度以前に採択された研究課題）」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」（平成28(2016)年度以前に採択された研究課題）」、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 （略）</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め （略）</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 （略）</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。 （略）</p> <p>⑤研究代表者の交替 新学術領域研究（研究領域提案型）」「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」（以下「国際活動支援班」という。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。 また、国際活動支援班の研究代表者が欠けた場合におい</p>

者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学研究費委員会における審査を経た上で、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日(令和6年度補正予算による国際・若手支援強化枠で採択された研究課題で、令和11年度が研究計画最終年度にあたるものについては2月1日)までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

⑨海外における研究滞在等による中断

研究代表者(特別研究員奨励費及び国際先導研究を除く。)が、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を

~~て、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。~~

~~「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」(以下「国際先導研究」という。)については、上記「⑤」に代えて下記「⑤-1」とおりとする。~~

⑤-1 研究代表者の交替

研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)しようとする場合には、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学研究費委員会における審査を経た上で作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

また、研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学研究費委員会における審査を経た上で、様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

⑨海外における研究滞在等による中断

研究代表者(特別研究員奨励費、~~国際活動支援班~~及び国際先導研究を除く。)が、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術

<p>得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。</p> <p>⑭海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長 研究代表者（特別研究員奨励費及び国際先導研究を除く。）が、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-17⑬」に規定する手続を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>【研究設備・機器の共用】 3-28 研究代表者又は研究分担者から寄付を受けた研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）に基づいて共用システムを適切に構築することを通じて、当該研究設備・機器の共用の促進に努めなければならない。その際、同ガイドラインp26に定める「研究設備・機器の見える化」については、当該研究設備・機器を研究機関独自の検索システム又は複数の研究機関が参画する検索システムに登録することにより、研究機関内外に対して可視化することに努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額が1,000万円以上であること。 ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。 ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。 <p>(略)</p> <p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p>	<p>振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。</p> <p>⑭海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長 研究代表者（特別研究員奨励費、国際活動支援班及び国際先導研究を除く。）が、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-17⑬」に規定する手続を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p>
---	--